



## 平成29年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果

### 1 排出ガスの測定結果

大気基準適用施設にあっては、排出ガスについて、ダイオキシン類濃度を年1回以上測定し、結果を知事（中核市の区域内の施設にあっては当該市長）に報告することとされています。

平成29年度の対象施設は73施設（中核市の区域内の施設を除く。）で、うち72施設から年度内に報告があり、いずれも大気排出基準に適合していました。未報告の1施設からは、次年度に報告されました。

特定施設の種類の種類	対象施設数	報告施設数	測定結果（最小～最大） （単位：ng-TEQ/m <sup>3</sup> N）	排出基準 超過施設数
廃棄物焼却炉	73	72	0～8.8	0

注 排出基準は、施設の種類の種類、規模等により異なる。

### 2 排出水の測定結果

水質基準適用事業場にあつては、排出水について、ダイオキシン類濃度を年1回以上測定し、知事（中核市の区域内の事業場にあつては当該市長）に報告することとされています。

平成29年度の対象事業場は2事業場（中核市の区域内の事業場を除く。）で、いずれも排出基準（10 pg-TEQ/L）に適合していました。

特定施設の種類の種類	対象 事業場数	報告 事業場数	測定結果 （単位：pg-TEQ/L）	排出基準 超過事業場数
廃棄物焼却炉	1	1	0.020	0
下水道終末処理施設	1	1	0.0011	0
計	2	2	—	0

注1 廃棄物焼却炉は、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設等が特定施設であるが、報告の対象は、排水を公共用水域に排出している事業場である。

2 特定施設を2種類以上設置している事業場は、主な特定施設の種類の種類で計上している。

### 3 ばいじん及び燃え殻の測定結果

特定施設である廃棄物焼却炉にあっては、ばいじん（集じん施設によって集められたもの）及び燃え殻について、ダイオキシン類濃度を年1回以上測定し、知事（中核市の区域内の施設にあっては当該市長）に報告することとされています。

ばいじんに係る対象施設は、平成29年度は40施設で、全ての施設から報告があり、うち32施設について、処理基準（3 ng-TEQ/g）に適合していました。

また、燃え殻に係る対象施設は、平成29年度は71施設で、全ての施設から報告があり、全ての施設について処理基準（3 ng-TEQ/g）に適合していました。

項目	対象施設数	報告施設数	測定結果（最小～最大） （単位：ng-TEQ/g）	処理基準 超過施設数
ばいじん	40	40	0～8.0	8※
燃え殻	71	71	0～0.89	0

※ 処理基準に適合していないばいじんが排出された施設については、設置者に対し、当該ばいじんを特別管理産業廃棄物として処理するよう指導し、適正に処理されたことを確認しました。

注 処理基準については、平成12年1月15日において現に設置され、又は設置の工事がされている廃棄物焼却炉から排出されるものについては、セメント固化、薬剤処理及び酸抽出の処理を行う限り、適用されない。